

記者発表資料  
令和6年12月6日 午後1時30分  
家畜防疫対策室 衛生安全班  
担当：竹田・西  
TEL：022-211-2854

## 石巻市の高病原性鳥インフルエンザに係る 移動制限区域の解除・全消毒ポイントの廃止について

令和6年11月10日（日）に石巻市で発生した高病原性鳥インフルエンザについて、移動制限区域（※）内に対象とする農場がなく、防疫措置完了後21日が経過することから、農林水産省と協議の上、以下のとおり移動制限区域を解除する（別添図1：参照）とともに、全ての消毒ポイントを廃止します。

※ 移動制限区域：発生農場を中心とした半径3km以内の区域

### 1 移動制限区域の解除の日時

令和6年12月8日（日）午前0時

### 2 消毒ポイントの廃止（1か所）

旧道残地（県道16号（下り））  
東松島市大塩三ツ谷72付近

### 3 解除に伴う監視強化区域への移行

解除された移動制限区域は監視強化区域へ移行し、すでに設定されている監視強化区域（3-10km圏）に統合されます。

### 4 今後の予定

防疫措置完了後28日経過後の令和6年12月15日（日）に監視強化区域解除検査を実施し、農林水産省と協議の上、令和6年12月16日（月）午前0時に当該区域を解除する予定です。

### 5 報道機関へのお願い

家きん農場での取材は、家畜伝染病の予防の観点から、厳に慎むようお願いいたします。

### 6 その他

- （1）我が国の現状において、鶏肉や鶏卵等を食べることにより、ヒトが鳥インフルエンザウイルスに感染する可能性はないと考えております。
- （2）今後とも、迅速で正確な情報提供に努めますので、生産者等の関係者や消費者は根拠のない噂などにより混乱することがないように、御協力をお願いします。

(別添図1) 移動制限区域、搬出制限区域及び監視強化区域におけるスケジュール

